

社会福祉法人湖陵福祉会  
役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 本規程は社会福祉法人湖陵福祉会(以下「当法人」という)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び退任慰労金(以下「報酬等」という)並びに費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事、第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第4項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。  
費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、日当、宿泊費)及びその他経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会(以下「会議等」という。)への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 理事長には、前項の会議等への出席のほか、その職務執行のために月に4日以上出勤する対価として月額報酬を支給する。
- 3 監事には、第1項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 4 第三者委員には、第1項のほか、苦情解決に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 5 役員が退任する場合には、退任慰労金を支給する。
- 6 賞与等臨時的支給金は原則支給しない。
- 7 前各項の規定にかかわらず、理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の種類と金額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間150万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。
- 3 報酬等の種類及び金額は以下のとおりとする。
  - (1) 理事長の月額報酬の金額は別記1のとおりとする。
  - (2) 役員等の職務についての報酬は別記2のとおりとする。
  - (3) 理事長の退任慰労金については別記3のとおりとする。
  - (4) 役員等の退任慰労金については別記4のとおりとする。

(報酬等の支給日)

- 第5条 理事長に対する月額報酬は、毎月24日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日とする。
- 2 会議等への出席に係る報酬は、その都度支払うものとする。
  - 3 退任慰労金の支払いについては、退任後速やかに支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等の支給方法は、通貨により手渡し又は本人の指定する口座に振り込むものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあったものを控除して支給する。

(費用弁償の支給)

- 第7条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、別記5に定めるとおり支払うものとする。ただし、理事で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき旅費が支払われる場合は、会議等への出席に係る費用を支払わない。
- 2 前項の費用については、職務執行された日から遅滞なく支払うものとし、また、必要に応じて前払いをすることができる。

(公表)

- 第8条 当法人はこの規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(規程の改廃等)

- 第9条 本規程に定めのない事例が生じた場合、理事会で協議決定し評議員会で了解の上対応する事ができる。

(補則)

第10条 この規程の実際に関し必要な事項は理事長が評議員会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則 本規程は平成29年1月31日から施行する。

附 則 本規程は平成29年9月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 本規程は平成30年6月16日（評議員会承認日）から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 本規程は令和2年6月20日（評議員会承認日）から施行し、令和2年7月1日から適用する。（別記1）

附 則 本規程は令和3年6月18日（評議員会承認日）から施行し、令和3年7月1日から適用する。（別記2）

附 則 本規程は令和6年6月15日（評議員会承認日）から施行し、令和6年6月15日から適用する。

#### 別記 1

- ・ 理事長の月額報酬は100,000円とする

#### 別記 2

- ・ 役員等の報酬は、その職務 1 回につき3,000円とする（理事長を除く）。
- ・ 上記にかかわらず、監事が監査業務を行う時は、その職務1回につき5,000円とする。

#### 別記 3

- ・ 理事長の退任慰労金支給額は、在任期間 1 期(2年)につき10,000円とし、総額は100,000円を超えないものとする。  
ただし、理事長以外の役員から理事長職に就任した者は、理事長以外の役員期間も通算した期間に対して 1 期(2年)につき10,000円とし、総額は100,000円を超えないものとする。
- ・ 理事長から理事にかわる場合は理事長任期終了時にそれまでの期間を通算した総額を支払うものとし、その者が新たに理事に就任した期間については、別記 4 によるものとする。

#### 別記 4

- ・ 理事及び監事の退任慰労金支給額は1期(2年)5,000円とする。  
ただし、金額の上限は50,000円を超えないものとする。

#### 別記 5

区 分		交通費※	日 当	宿泊費 (1 夜)	その他経費
県 外		実費	3,000 円	13,000 円	高速道路料金、駐車場 使用料、参加負担金、資 料代等職務執行に必要な額
市 外		実費	3,000 円	8,000 円	
市 内	4 時間以上	実費	1,500 円	—	
	4 時間以内	実費	—	—	

※交通費：職員旅費規程に準じて支給する。

注 1) 理事長の理事会、評議員会、監事監査及び行政庁監査への出席並びに当法人運営の職務遂行のための出勤に係る費用弁償は支給しない。

注 2) 交通費、宿泊費及びその他経費（以下「交通費等」という。）の全額または一部が

他から役員等へ支給される場合はその額を控除した額を支給するものとする。  
注3) 主催者等が予め交通費等を定めている場合は、その額を支給するものとする。